東京、昭 48 不 29、昭 49．6．4

命　　令　　書

申 立 人　ジューキミシン労働組合

申 立 人　X

被申立人　東京重機工業株式会社

主　　文

1　被申立人東京重機工業株式会社は、申立人ジューキミシン労働組合の組合員の父親など親族を通じて、同組合員に対して組合からの脱退を勧奨してはならない。

2　被申立人会社は、すみやかに、下記の内容を縦１メートル、横２メートルの大きさの木板に楷書で明瞭に墨書し、被申立人会社の本社工場の従業員の見易い場所に掲示し、これを 10 日間存置しなければならない。

記

当社が貴組合員の父親など親族を通じて、貴組合の組合員に対し、貴組合からの脱退を勧奨したことは不当労働行為であると、東京都地方労働委員会において認定されました。

今後このような行為を繰り返さないよう留意いたします。

昭和　年　月　日

東京重機工業株式会社

代表取締役　B_1

ジューキミシン労働組合

執行委員長　A　殿

（注　年月日は、掲示した日を記載すること。）

3　被申立人会社は、本命令の主文第２項を履行したときは、すみやかに、当委員会に文書で報告しなければならない。

理　　由

第１　認定した事実

1　当事者等

⑴　申立人ジューキミシン労働組合（以下「組合」という。）は、被申立人会社の従業員をもって、昭和 21 年２月 16 日結成された労働組合で現在の組合員数は 28 名である。

⑵　申立人Ｘは、昭和 47 年９月 11 日、被申立人会社に入社し、試用期間を経て 48 年３月１日付で本採用となり、同月９日申立人組合に加入した。なおＸは、入社以来関連事業営業部金属加工課に配属されている。

⑶　被申立人東京重機工業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地に本社および本社工場を、栃木県に大田原工場を置き、東京はじめ全国主要都市に営業所および出張所をもち、従業員約 3,900 名を雇用し、各種ミシン、電子機器、編機、家庭電気製品等の製造販売を業としている会社である。

⑷　なお会社には、組合のほかに、昭和 43 年４月 28 日に組織した全日本労働総同盟全国金属産業労働組合同盟東京地方金属東京重機労働組合（以下「同盟組合」という。）があり、その組合員数は約 1,500 名である。

2　Ｘに対する会社職制の言動

⑴　組合のＡ執行委員長は、昭和 48 年３月 12 日午前９時ごろ、仕事のことで金属加工課に行ったついでに、Ｘの上司であるＢ₂同課長補佐に対して、「Ｘ君は、うちの組合員になった、よろしく、不当労働行為のないように。」と伝えた。そこでＢ₂は、昭和 44 年以来新入社員はすべて同盟組合に加入していることなどから不審に思い、就業中のＸに「第一組合に加入したのではないか。」と質問した。これに対してＸは、「どっ

ちの組合に所属しようと関係ないだろう。」と答えた。その後Ｂ２は、あらためてＸを会議室（課長室）に呼び「何んですなおに答えられないのか。」と聞いたところ、Ｘは「一々答える必要はない。」、「職制はきらいだ。」といい、その後両人の間で組合に加入することは自由かどうかをめぐってやりとりがあった。

なおＢ２は、昭和 47 年 12 月１日付で課長補佐に昇格して非組合員となったもので、それ以前は、同盟組合員であった。

⑵　Ｘの上司であるＣ指導員（同盟組合員）は、昭和 48 年３月 12 日、13 日にＸに残業してもらいたいと頼んだところ、Ｘが反抗的態度を示したので、翌 14 日午前 10 時ごろ、Ｘを会議室（課長室）に呼び、約１時間にわたっていろいろと忠告した。

⑶　同月 16 日午後２時ごろ、上司のＢ３課長は、Ｘを会議室（課長室）に呼び、40～50 分にわたって、Ｘの実家のこと、職場のこと、仕事の将来性、残業協力等について話した。同日夕方、Ｂ３はＸのことでＢ４人事第二課長に会った。そしてその夜、Ｂ４は、北海道に在住のＸの父（Ｘの保証人でもある）に電話し、上京方を促した。

⑷　翌 17 日の勤務終了後、金属加工課の従業員有志 50 名程で会社近くのボウリング場で職場ボウリング大会が行なわれた。Ｂ２課長補佐は、大会終了後、同ボウリング場内のレストランでＸと食事を共にしながら、お互いの故郷のこと、思い出話や趣味のことなどを話し合った。

３　Ｘの父の上京とＸに対する説得

⑴　16 日のＢ４からの電話を受けたＸの父は、上京して 19 日午前９時ごろ、会社にＢ４を訪ね、Ｂ４はＢ３をも交えてＸの父と約１時間、Ｘが組合に加入したこと、会社としては甚だ困惑していることなどを話し合った。

⑵　一方Ｘは、同日、腹痛のため会社を休んでいたところ、正午ごろ父が訪ねてきて「お前は第一組合に入ったそうではないか。」、「お前はどうしてもこの組合を抜けないという考えだそうではないか。」、「会社をやめて一諸に家へ帰ろう。」などといった。Ｘが拒むと、さらに父は「保証人になっているのも取り消す、会社はしばらく休むということで約束してきた、北海道へ帰ってくれ。」といった。

⑶　たまたま同日午後５時から組合がＸの歓迎会を開くことになっており、Ｘはこの歓迎会に出席した。その夜Ｘは、自室で再び父と話し合い、とりあえず父と共に帰郷することにした。

⑷　翌 20 日朝、Ｘは父と共に帰郷した。なお同日の昼休み会社の食堂の前にある芝生で、組合員７～８名がＢ２、Ｂ３に対して、Ｘに組合からの脱退を勧めたのではないかと追及した。

⑸　その後Ｘは、22 日に上京し、同日から出社した。この間の休暇についてＸは事前に休暇届を提出していなかったが、父からの申出を受けたＢ４が、Ｂ３に電話連絡をして会社としては休暇扱いにしている。

４　その後の経過

⑴　24 日組合は、Ｘ問題に対する陳謝を求める文書を会社に提出し、29 日の昼休みに行なわれた団体交渉に際しても、つよく抗議した。

その後会社は、先の 24 日付組合の文書に対して、31 日付で調査の結果不当労働行為の事実は無い旨を回答した。

⑵　４月 13 日午前中、Ａ執行委員長は会社内の守衛から連絡を受け、Ｘの母と面会した。しかし勤務時間中であったため、同日夜あらためてＸのアパートで会った。その際母は、Ｘの組合加入についてかなり心配している様子であった。

第２　判断

１　当事者の主張

⑴　申立人らは、Ｘが組合に加入したことを知った会社が、その職制を通じまたＸの父親を介してＸの組合脱退を勧奨し、同盟組合への加入を慫慂したもので、これら一連の行為は、会社が組合を切崩してその弱体化を企図し、その組合運営に支配介入した不当労働行為であると主張する。

⑵　これに対して会社は、㋐Ｃは同盟組合の１組合員であるにすぎず、Ｂ２は会社の利益を代表するものでなくＢ３の言動はすべて職務上のものであり、またこれらの者の言動について会社側と通謀したとの疎明もないこと、㋑本件言動の時期はすべて、Ｘが

組合に加入後のことで、Xの組合加入にはすこしの影響もなく、組合の団結に影響をあたえたとの疎明もないこと、および本件言論には、報復または暴力の威嚇もしくは利益の約束などは全く含んでおらず、言論の自由の範囲内であること、㋒また本件言動は、組合と同盟組合との態勢に現実の効果や影響をもたらすとは全く期待できないこと、などからして支配介入と認定さるべきものではないと主張する。

2　判断

しかしながら会社は、3月29日の組合との団体交渉において、B_4人事第二課長が述べているように「今まで4年間も加入していないところに加入者が発生したことが変わったこと」であると受けとっており、このことはB_2課長補佐のような職制も、昭和44年以来新入社員がすべて同盟組合に加入してきた実績から、本採用者は当然同盟組合に加入するもの、加入しなければならないもの、と考えていたことによっても裏付けられる。そして㋐Xの父の上京の理由は、会社訪問にあったとみられること、㋑会社がXの父に上京を促したのは、会社側におけるこのような受け取り方に基づくものであって、上京したXの父に会社側から話された内容が、主として組合加入問題であったことは、その後Xの父がXに会ったときの話題から推測されること、㋒Xの父が一応にもせよXを北海道に連れ帰っていること、㋓この帰郷にあたって本人からの届出がないにも拘らず、父の申出によって、B_4がB_3に連絡して休職扱いにしていること、などからすると、会社がB_4、B_3を介しXの父を通じて、Xを組合から脱退させようとしたものと認めるのが相当である。

このような職制の言動が言論の自由の範囲内であるとは認められず、また組合の団結に影響をあたえるものであることもまた明白である。

したがってB_4、B_3らの職制が、Xの父に働きかけ、同人をして行なわしめた言動は、会社の組合に対する支配介入行為と認められる。

第3　法律上の根拠

以上の次第であるから、B_4、B_3ら職制の言動は、会社の支配介入行為にあたり、労働組合法第7条第3号に該当する。

よって、労働組合法第 27 条および労働委員会規則第 43 条を適用して、主文のとおり命令する。

昭和 49 年 6 月 4 日

東京都地方労働委員会

会長　塚　本　重　頼